

一脳・脊髄刺激療法の保険適用について一

(脳・脊髄刺激療法関連の償還価格について)

《令和6年3月5日官報(号外第49号)厚生労働省告示第六十一号より抜粋》

特定保険医療材料及びその材料価格

085 脳深部激装置用リードセット(4極用) 224,000円

086 脳・脊髄刺激装置用リード及び仙骨神経刺激装置用リード

(1) リードセット

① 4極又は8極 155,000円

※平成30年3月5日保医発0305第10号I-3-086 087(1)により、8極用は4極用2本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。

② 16極以上 363,000円

(2) リードアダプタ 114,000円

087 植込型脳・脊髄電気刺激装置

(1) 疼痛除去用

① 4極用又は8極用 1,430,000円

② 16極以上用 1,740,000円

③ 16極以上用・体位変換対応型 1,830,000円

④ 16極以上用・充電式 1,900,000円

⑤ 16極以上用・充電式・体位変換対応型 2,160,000円

⑥ 16極以上用・充電式・自動調整機能付き 2,260,000円

⑦ 32極用・充電式 1,880,000円

(2) 振戦軽減用

① 4極用 1,260,000円

② 16極以上用 1,710,000円

③ 16極以上用・自動調整機能付き 1,800,000円

④ 16極以上用・充電式 2,120,000円

⑤ 16極以上用・充電式・自動調整機能付き 2,320,000円

(脳・脊髄刺激療法関連の手技料について)

《令和6年3月5日官報 厚生労働省告示第五十七号より抜粋》

医科診療報酬点数表

手術料

K181	脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）	
	1 片側の場合	65,100 点
	2 両側の場合	71,350 点
K181-2	脳刺激装置交換術	14,270 点
K181-3	頭蓋内電極抜去術	12,880 点
K190	脊髄刺激装置植込術	
	1 脊髄刺激電極を留置した場合	27,830 点
	2 ジェネレーターを留置した場合	16,100 点
	注 脊髄刺激電極を2本留置する場合は、8,000点を所定点数に加算する。	
K190-2	脊髄刺激装置交換術	15,650 点

在宅患者診療・指導料

C110 在宅自己疼痛管理指導管理料(月1回) **1,300 点**

注 疼痛除去のため植込型脳・脊髄刺激装置を植え込んだ後に、在宅において自己疼痛管理を行っている入院中の患者以外の難治性慢性疼痛の患者に対して、在宅自己疼痛管理に関する指導管理を行った場合に算定する。

C110-2 在宅振戦等刺激装置治療指導管理料(月1回) **810 点**

注1 振戦等除去のため植込型脳・脊髄刺激装置を植え込んだ後に、在宅において振戦等管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅振戦等管理に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合には、導入期加算として、**140 点**を所定点数に加算する。

C167 疼痛等管理用送信器加算(月1回) **600 点**

注 疼痛除去等のため植込型脳・脊髄刺激装置又は植込型迷走神経刺激装置を植え込んだ後に、在宅疼痛管理、在宅振戦管理又は在宅てんかん管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、疼痛等管理用送信器(患者用プログラマを含む。)を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。